

松園町四区自治会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、松園町四区自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃、美化など環境整備に関する事
- (3) 公民館その他の資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 保健衛生、福祉に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 教育、文化、体育の向上に関する事
- (7) その他目的達成に関する事

(区域)

第3条 本会の区域は、松園町四区行政区の全域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第5条 第3条に定める区域内に住所を有し、居住する個人は、全て本会の会員になることができる。

- 2 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合など団体は、本会の賛助会員になることができる。

(入退)

第6条 会員または賛助会員になろうとする者は、入会届を会長に届けるものとする。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第7条 会員または賛助会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届けなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 会費を1年以上滞納し、かつ催促に応じないとき

(会費)

第8条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会長は、会員に特別な事情がある場合は、会費を免除することができる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-------|--------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 専門部部长 | 各専門部1名 |
| (5) | 公民館長 | 若干名 |
| (6) | その他役員 | 1名 |
| (7) | 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

4 専門部部长は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

5 公民館長は、公民館の管理業務を行う。

6 監事は次の職務を行う。

- (1) 会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長及び副会長の業務執行の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査結果を総会に報告すること
- (4) 前号の報告を必要とするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、尚その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない行為があると認められるとき

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第4章 組織

(専門部)

第15条 本会は、次の専門部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 体育部
- (3) 環境衛生部
- (4) 事業部
- (5) 教育振興部
- (6) 公民館

2 公民館の管理運営については別に定める。

(班)

第16条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

- 2 班長は、各班の会員の中から選出する。
- 3 班長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(連合組織)

第17条 本会は、広域的問題に対処するため、自治会、町内会の連合組織に参加する。

第5章 総会

(総会の種別)

第18条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催できる。

(総会の構成)

第19条 総会は、賛助会員を除く会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 資産及び会費に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) 規約の改正に関する事項
 - (6) その他重要事項
- 2 前項第6号に規定する事項で緊急に決定する必要があると認められるものについては、前項の規定にかかわらず、役員会で決定することができる。
 - 3 前項の規定による決定については、会長は、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(総会の開催)

第21条 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 第11条6項4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及

び場所を示して、開会の日の5日前までに文書または電磁的方法をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第26条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第24条及び第25条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決、電磁的表決及び委任状提出者を含む)
 - (3) 議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印をしなければならない。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は、役員(監事を除く。この章において同じ。)をもって構成する。

(役員会の権能)

第30条 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(役員会の招集等)

第31条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員3分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 会長は、役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、少なくとも3日前までに役員に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に役員会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(役員会の議長)

第32条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第33条 役員会には、第24条、第25条、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第36条 第34条第1号に掲げる資産のうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会の決議を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算)

第38条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、総会において予算が決議されるにまでの間は、前年度の予算を基準として収入収支をすることができる。

(決算)

第39条 収支決算は、毎会計年度終了後3か月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第41条 この規約を変更するときは、総会において出席の4分の3以上の同意を得、かつ花巻市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第43条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 許可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する事項
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(慶弔)

第44条 本会の慶弔については、別の細則の定めによる。

附 則

この規約は、平成12年4月9日から施行する。

この規約は、平成23年4月3日から施行する。

この規約は、平成26年4月6日から施行する。

この規約は、平成27年4月5日から施行する。

この規約は、平成30年4月8日から施行する。

この規約は、令和2年5月12日から施行する。

この規約は、令和4年3月16日から施行する。